

## 診療報酬に関する院内掲示

当院は施設基準の届け出を行っております。

- ・在宅療養支援診療所
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・在宅時医学総合管理料
- ・在宅緩和ケア充実診療所・病院加算
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・夜間・早朝等加算
- ・機能強化加算
- ・明細書発行体制等加算
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・医療情報取得加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・生活習慣病管理料（Ⅱ）

### ■明細書発行体制等加算

当院は、療担規則に則り明細書については無料で発行しています。

### ■夜間・早朝等加算

厚生労働省の規定により、当院の標榜時間外の時間帯で診療を行った場合には、時間外加算・深夜加算・休日加算が適用されます。

### ■一般名処方加算

後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬については、患者様に説明の上、原則として商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方しています。また医薬品の供給状況によって処方する薬を変更する場合があります。

### ■医療情報取得加算

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認を行う体制を有しています。患者様の同意を得て、受診歴、薬剤情報、特定健診情報などの必要な診療情報を取得・活用して診療を行ってまいります。

## ■医療 DX 推進体制整備加算

当院は診療室などにおいてオンライン資格確認などのシステムにより取得した診療情報を活用して診療を実施している保健医療機関です。マイナ保険証を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

## ■生活習慣病管理料 II

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して療養指導に同意した患者さんが対象です。年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和 6 年（2024 年）6 月 1 日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。本改定に伴い、令和 6 年（2024 年）6 月 1 日から厚労省の指針通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。また、患者様の状態や医師の判断のもと、リフィル処方箋の発行や 28 日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。

この改定により、患者様個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動の具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回に御署名を頂く必要がありますので、どうかご協力のほどよろしく申し上げます。

令和 6 年 6 月 1 日現在

サンメディカルクリニック青葉